

~ 13
3591
7



門 13
號 3591
卷 7

圖書

日本國開闢由來記卷六

日本國開闢由來記卷六

指漏漁者 編

第十 世道自氣運之追時小隨之轉變之任

異域の教法華を為す却る我神道を回護

佛法の我小入来し。人王二十九代天國排開廣庭天皇漢風乃謚彌を欽明
天皇と稱奉し。御宇十三年辛未歲小く。神武天皇即位元年より。千二百十
二年小當百濟國より佛像經卷を我邦小献るる我蘇我大臣。細目宿禰ハ。
此方便小説をるの。現世安穩後生善慶の説を聽く。己が利欲の心より忽感
を起し。これを天皇に勸奉る。尊崇する。昔を奏る。物部大連尾與中
臣連鎌子ハ敢てこれ我肯ぞし。我邦日嗣の皇位を。基天小建まひるを以て。

圖書

早稻田大学 圖書館
昭和 35.10.12 購
藏 書

恒々天地社稷の百八十神。四時の祭祀を以事とす。然るも今昔番神を拜ふ事なき。恐く天神地祇の怒を致んと必定り。決て崇敬を爲し。堅く執これれを排たり。天皇ハ實小御と覺ゆ。是れハ番神の像也。經卷の類。情願者小附屬も。盡く稻目宿禰小賜け。宿禰大。小。忻悦。己が向原の家と捨く寺とあり。佛像を安置。經卷を納。朝夕小禮拜をす。然る小此歳疫癘大不行。人民天折損残多。是れも治療が。是れも影。物部大連尾輿。及中臣連鎌子。は禍ハ必稻目宿禰が番神を禮拜也。國神乃震怒。是れ故。下。再奏。令と下。稻目安置せ。佛像を奪。之難波の堀江。流棄。伽藍を盡く焼。餘。蘇我乃稻目。榮。天皇ハ崩御。真中倉太珠敷皇子御位。小。即。

これに敏達天皇と稱奉。是れ天皇の十三年。小。百濟。還。鹿深臣。弥勒石像一軀を持来。佐伯連ハ佛像を持来。蘇我馬子宿禰。佛像二軀を請。鞍部村主司馬達等。池田直水田と茂。修行者を訪。播磨國。僧の還俗せ。名を高麗惠使。者を得。大臣以師とす。司馬達等。女乃名を島。年十歳。度。危。善信尼。漢人夜菩。者の女の豊女を度。禪藏尼。錦織壺の女の石女。尼。惠善尼。此二人を善信尼の弟子と爲。馬子。佛法。依。三尼を崇敬。三乃尼を以。水田直と達等。不。衣食を供。仏殿を宅の東方。經營。弥勒の石像を安置。三尼を屈請。大會齋。設馬子宿禰。石川の宅地。於。佛殿を脩治。佛法の初。翼。十四年。疫疾大流行。民死。者甚衆。

た六。物部弓削守屋大連と中臣勝海大夫奏す曰く。何か故小臣等が言を用
たすも。皇考天皇と陛下の御世に疫疾流行く。國民殆絶ん
とす。全く蘇我臣が佛法を興行し由り行ち。言とるの理炳然とすとの
を禁断せしむ。天皇聽し。言とるの理炳然とすとのを禁断せしむ。
汝等速く佛法を禁断せしむ命す。命す。物部弓削守屋大連自寺に
詣り。胡床に踞坐。その塔を斫倒し。火を繼ぎ。これを燔。並に佛像を佛殿
と焼。焼餘す。佛像を取。難波の堀江に棄。尼等三衣を奪ひ
禁錮す。海石榴市の亭に楚棲す。此時麻痺流行く。死者多し。馬子
を焼。とるの罪。子よ。のた。觸せ。の。然。馬子
宿稱。天皇。嘆。臣。疾。病。令。愈。三。宝。の。力。を。蒙。る。小

よ。救。治。す。思。ひ。臣。が。所。願。を。御。許。容。り。ん。奉。り。を。竊。小。奏。奉。り。ん。然。ら。汝。獨。佛。法。を。行。し。決。り。餘。人。を。導。し。と。あ。れ
と。命。つ。た。三。人。の。尼。を。馬。子。の。宿。稱。に。還。付。し。馬。子。宿。稱。を。受。く
大小歡悅。新に精舎を管迎へ。供養せし。馬子が迷惑と。天皇の柔弱を。
み。を。制。す。叔。断。の。知。見。を。小。由。と。雖。世。道。の。つ。り。氣。運。不。極。す
轉。衰。び。時。勢。の。然。ら。し。む。と。何。と。も。其。年。及。月。
天皇山崩御あり。橘豊日皇子位に即位す。用明天皇と稱す。去乃
天皇佛法を信し。二年の夏。磐余の河上に新嘗祭御し。時。病。を。得。し。還。幸。す。群。臣。不。詔。し。朕。が。病。を。得。し。佛。を。礼
せ。故。に。然。ら。ば。朕。が。三。宝。を。歸。依。せ。ん。と。欲。は。く。の。を。し。ん。ん。ん。ん。

物部守屋大連と中臣勝海連と。詔不達。いふ御病のそれ由て發
よふとあらん。然るに國神不背。他神を敬ふ。神の怒を得る。御病の進
意我助奉る。尤然る。速小仏を敬礼。頗り
勸奉ける。御意の向とらぬ。諸臣も異議を申者もあらず。内
一同不然。物部守屋大連睥睨。大子怒叱。押友部史毛屎急還
來。密子大連に告曰。今羣臣竊小卿を國をさす。聞り。不拒禦
其詮。却る身の災とらる。宜き準備あり。然るに
たうといひ。諫る。大連已身をも命をも擲。深く國家の爲不誠忠を

盡し。河内國跡部の地不退。佛法を歸依。祈念す。守屋と勝海を申す。御惱日。重らせ。將不
終。時。司馬達等。子鞍部。須奈進出。臣。天皇の御爲。出家
道。脩。文六の佛像及寺。管造人と願奏。天皇。悲慟。今。南淵の阪田寺の文六の佛像。脇侍の菩薩。これ。天皇。其月の九日。崩御。蘇我馬子。宿禰大臣。諸の皇子と羣臣。勸
物部守屋大連を滅んと謀る。守屋大臣。佛道を惡。馬子宿禰。これを好
悉皆。其私慾。發互。己が權威を。怒せん。逆意より。出。速く天の下。後世の爲。慮り。遂に我邦開闢以來。嘗て

らざる躁擾を起す至一人慟嘆しきともち。殊仏道と好せしむる。皇子の御身を以てこの逆意に従ふはむるところの既戸皇子。更の名を耳聰皇子と。聖徳太子とも称す。用明天皇第一の皇子小く。上宮に居る小より。上宮太子とも称。後小斑鳩小住し。斑鳩皇子とも號たり。此時の皇子年いまだ少く。松花束髪する軍の後。隨て在る。白膠木を削取て。四天王の像を作。これを頂髪の上置。兼我馬子と俱小誓。今の我を敵に勝し。必護世四王の爲。四天王の像を造。寺塔を建。三室を流通を令し。この軍に出立せしむる。馬子軍勝利を得。守屋の餘黨を滅。後攝津國小四天王寺を造。大連の奴僕半と。第宅を分て。寺に附屬。兼我大臣。本願小。飛鳥の地おた。法興寺を建。立す。欽明天皇の第十一子。泊瀨部皇子と。

立ち位小即し。これを崇峻天皇と稱。蘇我馬子宿禰大臣と。故乃如く。卿大夫の位。故の倉持の官を經營。それ移居す。今十市郡倉持村金福寺。その舊趾あり。と。此天皇を馬子が權を恣に。憎た。且佛法を好せし。馬子とを厭。位在に。僅小五年。竊小東漢直駒と。我邦に入。初小。日本開闢以來。嘗てその例あ。乃大罪を犯。尤憎厭。天皇馬子。爲。嗣位空。群臣皆馬子。意。阿諛。敏達天皇。后豊御。食炊屋姬。欽明天皇の皇女。位小即。推古天皇。聖徳太子。小萬機の政を攝。宮。即位の礼を行。五



めつろもろろ。四天王寺を難波の荒陵に造る。遂に仏法を天下に弘めり。往昔應
神天皇の御宇。儒教を我邦に傳へし。三韓より輸入す。唐土の音信はきりり。
聖徳太子権威を擅せり。心のゆくに仏法を弘通んが為め。天皇は奏して。大禮小野
妹子を唐土に遣はせり。音信を通じし。此時を始とす。其のころ。頗る
彼を求めんとせり。彼を媚諂ひ。此よりして國體を敗るまひし。遂
に豆利將軍義滿公の書を。明国の王に遣はす。自臣と稱するが如き。國の耻を致す
がまかりし。慨嘆し。其の限もろろ。神武天皇即位辛酉歳より。千二百五十年
に。これに於て。世道一變し。熟思
この推古天皇即位元年より。天保十三年壬寅の歳に至る。まづ千二百五十年及び
これを両合し。二千五百年とす。この二千五百。五の數を積累するのむす。五六の數を

重く氣運の轉變を。必すの大數二千五百年と。千二百五十年より。其十分の一と。
百分の一と。大小の變革は。然るに二千五百年の十分の一と。二百五十年。
百分の一と。二十五年。是律呂の二十五調子なり。宮商角徵羽の五の調子。變官
變徵の二を合し。七の調子とす。五七を合し。十二調子とす。十二を両に分て。六
とす。十千の五。十二支の六を累し。五六算積し。六十年。一週し。本を復り。十二月
の一年とす。十二時の晝夜とす。世道の轉變。淨く天地自然の定。ゆる數理を。世
世人より。儒佛の教法の功害。漸く辨知し。を得。我邦の古道。再今
世に。興國土天賦固有の勇威を異域に炫耀せし時。名も。馬子。裁
逆の大罪。神功皇后。應神天皇の幼稚。補佐
止るを得。政を攝る。天皇の位。即ち。蘇我馬子が

権を擅中し世を己が意の如くせんとの私の心より已より出づ制易きしこ
ろの女王を立てる。開闢以来の如く嘗て聞かざる事あり。皇極天皇及持統天皇の
女主を以て位小即す。遂は聖武天皇の皇女を立て東宮と名をたせ至る。この推古
天皇より起りたる一方なき悪行の漸進に従ひ遂に我邦中創始を蝦夷
父子が僭逆の大衆を致す。家の滅亡のつらき偶然の事あり。抑我邦
身。世界萬國の大君主宰の至尊皇位在り。異方ハ臣僕及農工商の如く一切の
事ハ物ハ悉皆異方ハ於て製作させこれを採て用るとも是亦天地自然の造成
に依るものなり然る所以の如き故に儒佛等の教法の我邦に入來るは
神の幽籌あり。時運に従ひて俱に我足るを補ひ時弊を救の禱
益を以て採りしむ。その好悪の僻とらるとも必ず採用しは宜し得ると得

ざるより功を以て一害をも為が故にその美を辨知するを要とせんとす。抑
他國の事を採用する。日本氣宇小應と云ふ裁量の取捨は之を以て。儒教
の我子入る應神天皇の聖明を以て。之を就て身を終世と治る乃輔翼とす
あり。佛道の我子入る。稻目馬子等が私利の利欲あり。福田利益の説は惑ふ依違
を以て。これを世に弘め公私の別るところ。雲霄の隔あり且風土乃違ある故に均
是惡を懲り善を勸るの教あり。雖功害の相從と自らしより判別あり。故に
儒仙の教も我神道を輔翼。國家を平治する裨益なきは之を以て。我の輸に
らる。悉皆神の幽籌小由の如きなり。一切の事ハ本末屈信なきは之を以て。我
我邦の神道とす。此儒佛の教の爲に隱晦し。光を失ふ時あり。況ん此儒佛の教の
上於てハ。旺熾盈虧なきは能ざる。是亦自然の勢なり。彼國の史書

に漢の時彼国使を通せしむる國造より稻置ちけり。今の世の大
小名の了た者其領地より私利欲乃為小竊に彼を往來し好を求む
のたし。天皇より御使を遣さしむるは故に彼國の史書に倭奴
國奉貢もその使人自大夫といひ。また國乃極南界よりいひ。樂浪海
中子倭人なり。分り百餘國とある。歲時を以て來獻せしむる。來貢せし
倭を伊都國といふ。伊都といふは。筑前國なる怡土郡の怡土も古に
伊都といひ。伊都と伊都と怡土。俱に倭奴と音相通ぬ。往古唐土の地專に往
來せし。此西迎る。怡土郡を領せし國造が。私に唐土の地小通る。國王のよりいひ
ちる。倭奴とも倭奴とも呼ぶ。百餘國にちる。東方奥羽
蝦夷の地を除く。名を知らざる。國造多の事を。彼に言傳へし。怡土郡の

の外も。私に往來し。天皇より通好し。天皇より通好し。天皇より通好し。
短矮の美より。我邦の人を唐土の人と比ぶ。其體の短矮ゆゑ。呼ぶ。天明年間。筑前國那
珂郡。後漢光武の時。金印を掘出せし。倭奴國王印をいひ。怡土郡に往る國造
彼國より受得し物。明より知事あり。日本國といふ國の名。天照大日靈
御大神の皇孫の知。皇國なり。萬葉集に。不盡山を詠る長歌。日本の
山跡國といふ。山跡も此邦の古名なり。日本といふ。日の神乃。高天原の知。日本國
日を本とて。建する國なり。と呼ぶ。山跡の發語なり。後小國の物名と云ふ。
春日飛鳥の例の。日の出る東の方なる國なり。

名づけしあざむく。全唐土人の臆度より出たる後の世の妄ある説ども小て採らざらん。足らざる。後漢の建安年間。新羅王の語。吾聞東は神国なり。日本よりとらる。近視。倭といふ名の雅なるなり。唐の時代。日本と更らざる。尤無誓とともあり。近は豊國大神の朝鮮を伐す。彼国の史記する。その履歷を詳小せん。姓名をすもとも誤らざる。明不知。左古今の世の人。安唐土の書に記する。信。自己が国名のとらる。誤説とも。彼国の昔。我邦の事実を知らず。僅小西の辺。國造を使者とす。聞傳する事を記する。觀る。古昔我邦の天皇より通好する。より。更らざる。推古天皇の御宇。聖德太子が攝政。佛法を弘まら。彼小求。頻ら。始御使を遣はる。倭奴といふ。倭の倭奴の音。倭小。筑前國の郡の名。唐土

の學問の。昔。彼書記。臆測虚理の説を信。我邦を彼下小在る。ろと。過失。終。瞭然。不。解。事。も。あ。り。や。
第十一 國家の衝氣小隙を生。外虜覬覦心を起
上下俱小死地。陷。後神風敵船を覆没。
推古天皇の御宇十六年。大禮小野妹子を唐土諸國へ御使小遣を。桓武天皇の。都。山城國長岡小遷。後推古天皇より八十一代龜山天皇諱と恒仁と稱。御宇。文永元年夏六月。彗星東より方小見。光武天皇。三年の春正月。然。諸國地震。數。天変地妖大。如何。入。前兆。諸人安。唐土。國。宋。を。蒙古國。金。國を撃。奪。他の國を滅

と四十餘國。遂に宋に道を通じ、高麗等の諸國を
服従し、同四年春正月高麗國の子使を卿導として、我朝書翰を奉りて入貢の
事を申入る。朝鮮の所謂高麗國也。我邦の勇威を豫に聞傳ふるも、しりし河れば
風濤險く、卒に到りて、よりのひのづから空をなす。己が國の藩亭より使者のそむ
蒙古の書翰を持て、翼五年の春正月、筑前の太宰府に來り、朝廷に、後醍醐院御
年四十九歳、ふちりて、内裏にて御賀を引擧げ、御催ひのべり。伎樂の御調あり
し、その事も卒に止り、謀状を関東へ下り、評議せしむ。ひしが、執權北條時宗、其
驕傲不遜、と憤り、兩國に御答あがり、同六年、蒙古再兵部侍郎黑的礼部
侍郎般弘といふ者を使として、船を對馬に着せ、答書を求む。對馬の守護代
右馬允宗、助國拒り、納さるるべし。蒙古は對馬の島に二人を虜とり、空歸す

同八年、蒙古より、秘書監趙良弼といふ者を使として、高麗に使者を
副に、筑前國今津に着、高麗王より、俱に蒙古に好を通じ、と申す。書翰を
奉り、朝議區く、御答は、定り、御返翰の草稿を関東に遣はし、御沙
汰に、執權北條時宗、その礼を、廣く御答あがり、此使も、空を歸り、
北年より百九十六年以前、宇多天皇の寛平七年、は蒙古國、新羅、と已に幕下は屬す。臣
の魁と、對馬國に討入る時、筑前守文屋善文、太宰府より、臣秋山何某を對馬に遣はし、敵
の船將阿虎連と虜す。その餘の大将、又副將、士卒三百餘人を虜斬殺するの
を數知す。道に國に還り、數十人、過ざり、これ、新羅、恐怖を、我に敵對
あらしむ。蒙古、此時より、怨を懷て、來り、迎を侵る。利なき、
止む。ちり、異國の王も、慕りて、立が習され、蒙古は、寛平の時、蒙古は、

宇多天皇の御宇に我邦を侵せ蒙古の国より二百年を過る後宇多天皇
乃御宇に再大舉來り我邦を侵せ。天皇の尊號の同くも奇異なる事あり。此
此蒙古の使乃筑前國來り。文永八年の夏五月乃夜尾州熱田の宮乃内鳴響く音聞
漸く高きあり。四五十をうの炬火乃火の音なり。是れ夥く出く海上に統る。や
跡ちるるなり。これらるは大小驚く。何の故とも知ざらざる。蒙古入寇の
前兆の奇瑞なり。後ゆ思知する。同十年春正月。彗星西方に見る。災異頗る見
る。衆議左右小總ら。下民を未だ驚く。嗚呼と云ふ。同十二年春正月天皇位を皇太子傳す。後上皇の御身を以て政事
小預聽す。皇太子御年八歳なり。位即す。謙を世に稱。後宇陀天皇。瑞
奉。此年の冬十月。蒙古鳳州經略使忻都を大将と。戰艦三百艘。兵二万五千

に高麗の兵八千を加へ來り對馬小寇を守護代右馬名宗助国防戦く。多々敵を殺す。勝
勝と能く打ち打死。敵より壹岐國を侵られし防り。守護代平内左衛門
景隆打死。遂に敵に地を得らる。蒙古對馬壹岐の二島を奪く。勝小
乘進筑前の太宰府を侵す。鎮兵拒戦り。利はら。殆破んとせ。少貳景資射
て賊乃大将を傷け。死者を斃死傷も多し。大風雨發く。船を毀溺死す。
も多し。これより小辟易し。人賊を夜小せられ。潜小船を出し。本を
夜明く知らる。追はる。遂に遁去る。その行方を知り。後に出る。船
一隻に乗る。百二十人を虜とせ。漕船を説き。此時夜半に白衣の神三十柱
を宮崎の宮より現出。箭鋒を射つ。射出する。神変不思議の働。賊は大
驚怖。艦を解破の上。盡く逃帰。唯志賀島小船一艘残る。衆の船の逃



歸を視る跡を逐うて去んとせしむ。追つて瀾取つしむ。翼其年歸改。建治元年の夏四月。後宇多天皇御即位の二年。蒙古とて小国驪を改元と稱。禮部侍郎杜世忠を使として。何文著。撒都魯丁といひ。使者として。外小二人。小高麗乃通辭役。徐贊といひ。者として。副。船を長門國の室津小船。書翰を奉る。宋を滅く。唐土乃地を一統せしむ。告。頼朝朝貢の事を催促し。承引る。大小兵を擧ぐ。我を伐ん。と申し。其文辭例の尊大なり。自己功小誇。我を朝鮮と同等と視。臣下の知ふせん。驕傲不遜。禮をなす。唯威を以て我を摧んとする。北條時宗。此を看し。大小發憤。八月。此使五人。關東。百下。九月七日。龍口。首を刎。殘の者。速小国。歸。此事。汝等。王。小。故遣。高麗の史。蒙古の使。日本。遣。時。舌。徐贊。に三十人を導行。中。惟四人。逃還。餘。日本。殺。され。り。

記すを視。使五人の外。餘多殺。し。知。時宗。此。勇。猛。果斷の處置。我邦必勝の上策。唯此一事。上下の心を一す。天下の人の日本電を喚起。死地を陷。後。國家の光耀を絶。海萬里の外。赫々。後世の我邦。於て。外寇を禦。と。の。龜鑑。と。し。て。天下。令。と。出。曰。く。

明年三月頃。可被征伐異國也。梶取水。主等。鎮西若令不足者。可省。宛山。陰山。陽。南海。道之由。被仰。大。宰。少。貳。經。資。了。仰。安。藝。國。海。邊。知。行。之。地。頭。御。家人。本。野。一。圓。地。等。兼。日。催。儲。梶。取。水。主。等。經。資。令。相。觸。者。彼。配。分。之。員。數。早。速。可。令。送。遣。博。多。也。者。依。仰。執。達。如。件。

建治元年十二月八日

武蔵守 義政 判
相模守 時宗 判

時宗、かゝる人々を天下へせんく言觸るる事、心実小異国一船と申く、彼を伐んを
とるふは、唯是天下の武士の心を一致せしむるに、恥を思死と決し、自ら自国
於て、其まを防禦す、必克めんを、速慮より出さるべし、故如何と云れ、我胡
元の使を斬り、彼を軍を用ふの心を決せ、めんまも、彼を軍領の具と待て、七年
を經、漸小齊小のり、我をの使を斬り、僅小六月、大軍艦を造んとせり
移文も、軍を彼小致んといふと、豈真実の情ありや、故小再異国征伐の令を
出さる、浦々の警衛を堅く、九州四國、中國山陽南海等の國々、下知を傳へ、
北條上總介實政と鎮西探代と、關東の兵も、多く從、筑紫へ遣、大宰府

の水城を増築し、京師の衛兵を備、用心懈らざる、唯防戦の嚴警の事、この使を斬る
時より、この計策の部署、既小定まらざる、胡元幸小、我邦の地利小委、兵を
要害の地と攻、我を悩の謀小抽、十萬の衆を一部に團、以、筑紫一邊の地、船を
着、我國內の事も明白小知、過より出、失策中、此方に在、これを防禦と、乃便
直、得、京師鎌倉に於、幸小、事、其時、應、神明擁護の神、等、
由、造化自然の配、殊、此頃、天下の守護、悉、土着、其領
所小住居、外寇を禦、小便、得、外より來助、は、あ、
得、旦、辺土、住、山野、遊獵、を、平常、乃、樂、
健、小力、自強、人、少、敵、を、禦、得、の、利、多、
小、杜、世、忠、復、命、の、遲、待、別、小僧、靈、果、とい、ひ、小周、福、
者、成、副、



卷六

十六



元の軍勢
抗前、推
諸、奇、
小、舟、
乗、入、
入、こ、
る



卷六

十



其二

復太宰府中遣く。その動静を伺らるべし。胡元の主、杜世忠等
と周福等殺せん。と聽く。激怒し堪じ。速に船師を起し我邦を奪んと頼み其用意
を急せ。弘安四年六月。唐土胡虜の兵。左丞相阿答海と惣大将と。右丞范文虎と。所
部。洪茶丘の三將を副及金方慶。朴球。金周鼎等。其他精兵凡十餘萬人。戰艦三千
五百艘。高麗国の王。曙も。軍兵七十餘人。率これに従ひ。五月廿日。来り。對馬を壹岐
へ上り。多々島人を殺し。やがて筑紫の地を攻入る。此方より豫めの用意ありしと云ふ。
六月五日。筑前州志賀島に於て。始り鋒を接す。大にこれを破り。大将洪茶丘を生捕んとせしむ。
王萬古。ついでに劇を戦ひ。免れんとを得ず。此軍の先登。草野次郎也。小船二艘中
夜戦ゆとせ。胡元の船一艘へ乗移。敵數多撃取。廿人の首を斬。敵の船火をわけ
と歸る。胡元はこれに懲り。船を疊合。互に相扶。一寄るはこれに暗號を以てこれ

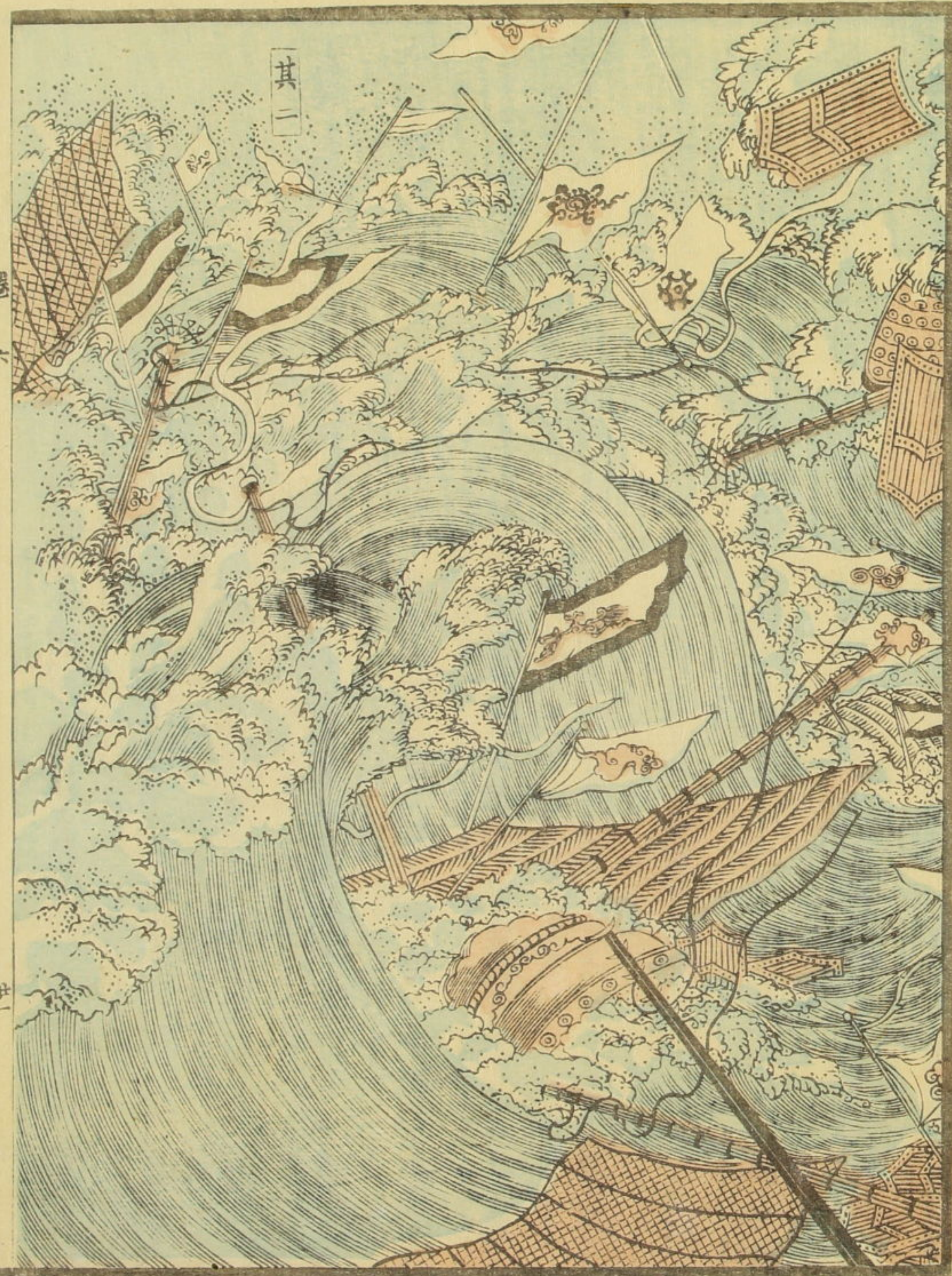
を知せ。大船の上より石弩を放。巨炮を撃。此方の船を何れも小けし。岩弩と巨炮の中より
のけり。船人とのみ打破せしむ。これに諸軍勢俱に耻し。思。敢志をこころし。
故に此の辟易者多し。大友嫡子蔵人貞親。僅に三十騎をこころし。洲崎をいつて。船へ攻
寄。敵の首も多取。歸る。九州より追々集會する。兵を吾れに攻寄。城の次郎が麾
下。新左近十郎。今井彦次郎。財部次郎等。敵兵數多斬死。皆殊死戦。敵の背を
と者入らる。勇敢なるし。このごとく諸營より逐次。我勢らと攻。五日
十三日。わたり。防戦。賊兵の討。は數知を。賊の形勢を視。敵
が。や。ひ。陸。上。る。兵。の。皆。逃。去。る。周。章。を。船。へ。還。り。或。は。追。撃。す。
は。り。も。八。船。を。漕。出。し。逆。に。澳。出。し。り。鶴。島。の。方。漕。寄。も。多。う。う。日本。の。諸。勢
も。博。多。竹。崎。の。三。十。里。の。海。涯。に。築。地。を。高。く。築。立。馬。を。馳。登。こ。う。う。表。の。方。に。乱。杭。逆

茂木とありし舟は海よりこれを見せ給。危峰乃波小臨が如く。唯伊豫国住人河野
六郎通有、常々心むらりて、十年の間、蒙古寄来らざる。此方より異国へ渡り合戦を
なす。起請文十葉を、書て社神三島乃祠に供せしめ、灰も焼く自飲せしめて、胡虜
乃攻来りしつて待たし、今其時を得て、武士なる者の身の大幸なりと、懼ひ
勇進し出陣し、海の方の表に出陣せしむ。幕一重を引廻し、築地を後ゆたけりけり。
これ敵を輒引入し、一戦は勝敗を決せんと思ふ。この辺路に、諸卒の敵背をさるる
と、河野の舟に構はせり。河野が後築地を、時の入りの驍勇を賞感し
る。通有は如何の。此軍は必諸軍に頭走し、偉功を立てんと思ふ。
何處にも漕と合ん。胡元の松を展観、邊の沖に大山の如き軍艦は、樓閣を高く
造構、金銀も、鏤旌旗、翻と風を靡、矛盾数多立並ぶ。これ大将の船なるべし。屹と

鑿定りて、伯父伯耆守通時と、二艘の船を出し、敵船の中へ漕入りし。諸卒の軍兵
これを見、大に驚怖し。河野を狂氣やとて、人あざむ。吐舌と嘆きのは、さしはり
し。賊虜の方へ、これを見せし。不敵の者なる。此數千艘の船の中へ、
小舟二艘を漕入り、何事を為んとする。察するに、必降参の者なるべし。安小
箭も射めし。知れ、顔もくも、多し。わんが難し。
その大軍艦、漕寄ると、鎖をばらばら、鉤を船に打挂、鉤竿を以て、船へ寄つ
た。檣柱を倒し、梯子を、賊虜の船へ乗入り、手小任り、斬廻り、遠く船へこれ
を知り、近き船へ、これを見せし。緊く防とせり。或は斬られて、
一人づつ、船へ入る。伯父甥と、大剛勇の力、身命を惜み、戦ひ、やうやく撃
つ。その數も、このうちの大將と、かぎりし。王冠を着る者を生俘り、己が船へ乗



颶風卒小
吹來賊
船覆
没とろ



敵船火を放つれば焼く日暮る岸小漕帰る。後外の俘小尋問三人の大将の中
乃一人ありとを答ふる。伯耆守通時、要害の金瘡を蒙る。船中より空をうらみ。通有
もあつて屢々小疵をうけつれど。命は恙なき。肥前肥後於て多々の
所領を賜り。對馬守小任。敵の大将の首と將軍の實檢子供夷賊を退治し。軍忠と抽
ゆるを厚く感賞し。まふ宣言を賜る。此時通有が嫡子八郎通忠。年僅に十四歳あり
しが。あまも此軍に従く。敵兵多々討扱。感賞を蒙。河野七郎通高、筑前長瀬庄を賜り。
父子一族俱小其名を天下に揚る。實小世の無常と。老少定ちる。出る息入息を
待ぎ。水泡夢幻小譬する。理をよ。慮解。武士と生る。殊平常。今日を限の命と。
身の危きと。片時の間も遺忘と。主人より受得る恩義を思ひ。耻を知
名を汚と。ちる。よ。此通有が如く。これを後の世に傳る。誰か稱譽さ

ら。この通有がごとく。日本魂の最優るをのこる。自餘の人々。北條実政。將草
野七郎。八兵衛。漕出。敵を志賀島に邀撃。首を斬り。二千餘級。これを敵を殺す。
の多き。最第一の功とも。安達二郎。大友内蔵。貞親。僅小三十騎の勢を以て。踵く。船小乗
入。當を雄立刺殺。多々の首を取。田尻三郎。種重。弟二郎。種光。兄と。僕小殊死戦。
必貳。覺惠。はま。戦。殊死。大友左近將監。貞親。殊多。多。賊を殺。人小勝。功を
立。其外。薩摩の人。武光三郎。師兼。福寢。弥二郎。清親。豊後の人。志賀太郎。泰朝。筑前の
人。多。秋月九郎。種宗。天草の大夫。野十郎。種保。肥後より。大野小二郎。國高。託磨。次郎。時秀。野
中太郎。長季。須田次郎。秀忠。小野大進。頼承。あ。の土着の士。走集。皆身。年
を抛。防。胡虜の軍兵多。雖進。岸。得。偶。陸。上。皆
我邦の突進。山。明。潰。周。章。船。逆。歸。り。多。大。小。辟。易。漢。土。明。の。世。の。人。り。

我邦人の壯兵を用るるを記す。戦士善埋伏して我軍の後不遠出く両面より夾攻毎小寨を以て衆小勝。華人輒る其術小墮す。尤兵法小精る。其の雙刀を用る舞動不いつて上下四方より白く其人も見えどいふ。勇戦の容と。外小畏る。況んこの軍も臨み死を顧みず輩不於る。蒙古の當りありとも。もひひやれり。わが軍戦利あり。疫疾あり死する者も三千餘人あり。いづれも此地より意のすに上陸し。こころは慮。船を退る。鷹島小船を整門司赤間閑を懸る。長門周防押渡ん。いづれは国歸ん。と。諷ののし。追々に漕出る船も多し。鎌倉も胡元の攻来りと。聴き。宇津宮貞綱も命。軍兵も多し。引率一行。實政の後援と為り。胡元の船覆没。後。統前子着。軍小出會せり。ち。龜山上皇。天皇も俱小。神祇官小行幸せり。中御門大納言經任卿も御使とて。伊勢大神宮御自筆の御書と奉る。御身を殺す。天下乃人

金炭の苦代せり。懇切なる御祈念し。せん。不思議や此御使の伊勢の着。この御書と捧る。其日の午の刻。一陳の雲。大空小。大風雨暴お起る。狂瀾天子漲。此方の船も微の損害あり。唯賊虜の軍艦三千餘艘。忽浪の漂ひ。巖に觸り。跳波船も入渦漩に覆没。陸に在る斬殺。辛く漂る。船も乗。驚駭周章。鷹島小逃遁。些小残る。軍平の中より。張百戸と。このの推し。帥も。木を伐り。船を繕。歸計も。此方小規知。少貳三郎左工門尉景資等も始り。鷹島小推渡り。盡く捕。盛。注。薩魯西亞蝦夷の侵。時。防禦の往。石河主水。人の船を出。魯西亞の迎。時。風暴。波立ち。船も覆没。主水一首の歌を詠。異國の船吹かせ。神。この日の本乃人。恵を。紙を書き。海中に投入。船忽縁。魯西亞の船。却



平戸を
平壺と
記せし
戸と壺と
音の同
るがゆ

逸るる澳の漂りとも。ぬる一士人。至誠の心より詠する一首の歌。その験あり。況て
坤輿萬國の冠多。天つ日嗣の皇位在。太上皇及天皇の祈念。ももたれ。いづる應驗
るが。胡元の方。彼国の史。先主闡らひ。獨脱歸。六月官軍海入。七月平壺島に到り。
筑紫の地。攻入。八月朔日。颶風起。船を破。軍兵七萬。海に没。三萬。生存。又。殺れ。れり。
許る。胡元の君臣。大驚。する。間。多。草。青。と。吳。萬。吾。の。二。人。汝。等。國。の。歸。此。事。を。主。の。
と。日本。人。の。助。ら。し。く。殘。一。船。を。乘。歸。し。て。を。申。す。十。餘。萬。の。軍。平。の。命。助。り。國。を
歸。し。唯。此。二。人。の。高。麗。國。の。王。時。も。單。身。お。り。僅。の。道。歸。の。し。く。軍。兵。七。千。人。盡。く。溺。死
たり。と。ち。一。説。ふ。胡。元。の。軍。兵。十。三。萬。人。中。道。歸。の。り。三。萬。人。中。千。萬。餘。人。を。殺。ひ。高。麗
乃。軍。兵。一。萬。人。も。三。千。人。を。道。歸。七。千。人。死。し。り。と。い。つ。る。記。文。虎。阿。塔。海。等。八。千。卒。十。餘
萬。を。棄。て。已。先。主。道。く。國。を。歸。し。り。と。い。は。尤。も。り。也。高。麗。國。の。世。を。我。邦。の。朝。貢。し。り。

年々之恩澤。蒙り。志。失。く。蒙。古。の。黨。せ。り。我。邦。の。人。を。憎。妬。厭。する。者。を。罵。り。卒
苦。梨。骨。口。離。し。り。蒙。古。高。麗。の。言。の。轉。り。今。の。世。に。傳。り。後。三。百。餘。年。を。歷
く。王。の。時。の。王。系。に。い。く。國。を。即。其。國。の。曹。國。大。神。の。征。討。を。蒙。り。自。招。と。ら。ふ。い。く
暗。小。此。時。の。罪。を。罰。し。り。は。ま。す。此。方。の。閏。七。月。朔。日。を。彼。方。の。八。月。朔。日。の。事。の。史。書。に
も。記。し。る。閏。を。も。ら。ふ。の。違。は。り。に。い。は。れ。り。此。胡。元。の。主。忽。必。烈。を。北。狄。より。出。く。唐。土。の。地
を。一。統。天。の。助。を。得。り。り。也。彼。國。の。書。に。記。す。其。先。主。高。閣。台。八。赤。齊。を。討。す。時。大。風。吹。き
海。潮。を。散。り。海。面。忽。淺。き。り。赤。齊。を。道。る。島。渡。り。ん。と。歌。す。天。の。道。を。開。け。り
と。い。は。れ。り。金。の。元。顔。合。達。と。戰。時。小。軍。利。あり。逃。走。す。大。霧。忽。起。り。四。方。昧。り。し。金。の
軍。遂。に。得。り。退。る。霧。霽。り。視。見。深。谷。の。前。に。外。行。く。道。あり。霧。合。く。追。來。る。谷
の。壁。入。り。天。の。助。あり。り。忽。必。烈。が。臣。伯。顔。と。り。宋。の。軍。を。伐。時。錢。塘。江。の。潮。沙。あり。岸。止。り。至。り

と張出り。國家の爲不身も擲さる心より視さるる。全き小兒の戯不狗も更不怖ら
に足りけしり。嗚呼我邦自は天賦の義勇の士。此亦
生成ゆる秀靈之氣不根柢のあり。素より禽獸の性質より他は優る
とけり。往歲異國の虎を奇陽不輸。官司より命入り。市井
村里の活犬を取ら詢せし。獵師の家子畜る犬と出せし。獵師乃つて
此犬甚探る。虎を傷とせし。懼るを以て否らぬ
村長笑。汝が犬。探らるも虎を損ふ事。強き
代出せし。檻に入らる。犬ハ虎の將不攫んとする隙を伺ひ。忽跳り。吠
を嚙く。虎も殺らる。鶴より力大不劣。故不羽を伸く。捕ら
忽不身を損。地不落。鶴ハ決して敵。くさりけし。此亦

と故に其昔緊ふ中。鶴を捕得る。鷹の性質の踏捷と。これを使。この機會を得。と
るといふ。筑紫の兵の胡元の大軍艦を怖。小船を乗入。これを制。ハ
唯これ日本魂を激發されて。皆決死。心を一。鷹の如く。鶴を捕得。其趣。同。こ
なれば。假令颶風の船を覆。この天の助。と。遂に全き勝利を得。虜敵を追
退。こと。更に疑。故。我邦の軍法。先。天稟の義勇の心を
養。日本魂を呼起。第一。心。胡元。を。不。皇國を現。心
止。事。能。忽。死。孫鐵木。位。胡元。の君。
なり。後伏見天皇の正安元年。鑲木。我邦の佛法を崇。こと。知。僧。一
山。陰。不。計。策。を。示。これ。使。と。書。を。奉。專。虛。無。寂。滅。の。法。を。説。國。典。を。毀。り
人倫を廢。を。り。上下の心を蕩。國を弱。然。後。再。兵。を。奉。之。を。伐。んと

北條貞時過てを察と寧一山を伊豆の島小満より一山を邪謀の已
ふ暴るに駭悔。我を歸化意を起つとれ。島を呼歸。南禪寺の住持
にたりし貞時が胡元のその密謀をより形象なきに察知るをを制し。
禍害と將ふ朋んとする。能前ふ禦得る。知見の朋ありのといふべく。とも
かくても。我豊葦原の瑞穂國の天壤と與ふ。隆と同うして窮あり。靈威
靈威をるる。此のどく。烟炳をる。豈怙恃さるとなり。すや

日本國開闢由來記卷六終

元史卷第九十五外夷傳小載たる胡元書牘の附記

是の第十一回蒙古の襲來條小舉へり。女流美童の首を阻與
からん。とを怒り。別小此に鈔出せり。なり。

蒙古國の主。姓ハ奇渥温。名ハ忽必烈。唐音を以て之を讀む。蒙古の語ハ當りともあらず。奇渥温。忽必烈。高麗語。阿答海。黑的。撒都魯。丁。なり。今ハ
ハ。蒙古人の姓と名ハ漢土の文字を以てせり。のり。今ハ
一者。至元三年。八月。兵部侍郎黑的を信使と爲。禮部侍郎殷
弘を國信副使と爲。書と我邦の。天皇奉。其文。曰く。

大蒙古國皇帝奉書日本國王。朕惟自古小國之君。境土相接。
尚務講信修睦。况我祖宗受天明命。奄有區夏。遐方異域。畏威
懷德。者不可悉數。朕即位之初。以高麗無辜之民。久瘁鋒鏑。即
令罷兵。還其疆域。及其旄倪。高麗君臣感戴。來朝義雖。君臣歡

如父子計王之君臣亦已知之高麗朕之東藩也日本密通高麗開國以來亦時通中國至於朕躬而無一乘之使以通和好尚恐王國知之未審故特遣使持書布告朕志冀自今以往通問結好以相親睦且聖人以四海為家不相通好豈一家之理哉以至用兵夫孰所好王其圖之

此書を今の世に通俗文に譯していへり
今朕が爲大蒙古國の皇帝より書状を日本國に許し進小の決志
我々存心より古より小國の君の國境迫くは相互を結んで懸念
彼の況く我々が如き先代より天道は作付て唐土に比近を領
我々不致の領知次第に廣く相成り奉放遠方々小國に我々
威を畏徳を懐く奉朝せぬを之の奉為位即一頃朝鮮國の民

其が兵礼の苦い打平け侵取をく土比を返還は遣の肩朝鮮を君
臣は一統難有りは我國の奉勤彼外間君臣に不申懸たる事ハ親子
を如くは内子前若るも其沙汰を大方に開法承れ我々と存心然し朝鮮
を我々が東之方なる藩中を以日本ハ其朝朝も至り迎く其止昔より
於方へ使を遣貢を入内事之例も折有之は得也我々が世に相成り
るより一向に左様を沙汰も去り如何も心得小我々未審に事存心
に於此度使者を遣書状を以て我々が心入を申進下外間今より以後ハ
其方より使と差越えは為る在懸意は度也聖人より以四海為家と
中事より得也我々が如き聖人の徳を具する者ハ懸念不致彼ハ四海
と一家とを相背不相背可申は是迄申入りるも此の義は無
撥軍勢を差向是非を以可申はされど其ハ好敷事ハ去り

同族の勳績有る度事存外以上

おもふくその大意に會得をへしきて此蒙古國とのいへ唐土の昔秦の始皇が築たる北狄と唐土の境たる萬里の長城より遼入北の方より沙漠の地ある小き胡國なりしを鐵木真とのいへ王の世にのこり其進き邊より遠く西域の戎をもを代國を奪らと四十餘國をかよび唐土宋の世の開禧二年に自進る皇帝と稱し其子窩濶台の世にたりて宋と已に國の間なる金とのいへ國を滅し宋を侵て其地を奪ふと半の過り勢愈昌あり忽必烈の世を嗣り頃ハ國威益強なりて四方の胡とも貢を致臣と稱し者千餘國に及びその頃鞏丹とのいへ胡高麗を侵て時蒙古より軍兵を遣り其亂を平げ國王種を康熙板不種又の種みつるを立る王と為せりより高麗由東の藩

と稱し。臣事するやふなり。蒙古ハ高麗の我邦と相隣して密通を以て。この高麗を併せ我邦に逼り。我を臣と事しめんとする意を起せり。後漢魏晉の頃筑紫地方の國造等が。私に我國王を詐り彼に貢を入りを得たる者あり。頃筑前怡土郡なる國造が。國名を問れるに。怡土と答たるより。後漢の光武帝より。委奴國王印と記し。一寸四方に金印を與たる。倭奴を轉して倭と呼し。古名なりとあり。誤り。天皇の使を遣されし。隋とのいへ世に厩戸皇子が佛法を尊信し。彼に求むるをあり。私の計議より出。始て此事ありしを。知る唐土の國に大なるを怖る。彼に事するものと臆度。此文中にも開國以來亦時通中國なりとのいへ。本文第十四回委。昔に我邦の内官家と定たまひ。我邦の臣僕なる高麗國と。第九回記。同等より。已に臣服しめむと欲と。

我日本寇を以て之を論べ假令舉天下の人を殺盡さるとも誰か
阿容...と從ひのくあるべき然と蒙古ハ我邦の小ならずを以て毒爾夷
蠻と同等小計度威力を以て屈伏させざるものと思ふ蒙古の至元四年
宋度宗咸平三年高麗國の郷導使と俱に出帆せしが高麗國ハ豫て我邦
の勇武を傳聞たるもあはれ御答如何あらんとおりひぬるも風
濤の險を口實めりて徒に還らぬ忽必烈が督責の存ならず止ることを
得ず已に國の藩屏とゆる者のをみ此書翰を持せ已に書を副て我
邦に達せり龜山天皇の文永五年の春のことなり其高麗の船
太宰府に着し其書翰を受取り鎌倉に致京師に奉る諸卿の
事を議せらして御答あらんとせり執權北條相模守時宗其自尊
大驕傲唯己が功を誇り禮を失ふの事ならぬ朝貢せざる兵を用

我を征んとし侮慢威脅の辭あるを憤恚之を覆奏抑て御答誠せよ身
奉る高麗の使者番布を太宰府に留まると五月間及ぶ御答書
授てく空還けり同六年蒙古の使と高麗の使俱り再對馬の地を倒
し土人の豫て時宗が嚴令を聞たることなれどもとを相納ることを許
す蒙古の使の忿ろあまうり藤二郎彌二郎とのひ一嶋の賤民二人被虜り
しを國に還らしむ忽必烈去の嶋人相逢り兩國より中國へ朝覲し
あはれ尚りし我世に至る絶て其事なきふより使を遣ふ之を問る
まての事となり決して迫り國を奪んとするにあらぬ爾等より此意は
傳へるといひ懇み款待資財など多く與へ護送還けり翌七年再趙良
弼を使はし高麗の通事別將徐禰校尉金貯と俱り同八年乃秋筑前
今津小到太宰少貳筑後守藤原經資兵を率行り詰問その書翰を

有者親之鄰國、馬を以て出度事と申す。然を北土、猶縁能致のべ。
無據軍勢を差向す申す。得た。左攝相成ゆ。白。ふ。か。あ。ら。省。本。意。以。間。
結。内。思。業。被。成。成。事。と。存。外。以上。

北條時宗よもとを奏聞し。こも又例の不遜驕慢。我を蠻夷と心得
たるを咎く。御答せ。と勢奉。とて使を還。と。益鎮西の防衛。京師
の守護を嚴重。み。て。只。管。小。侵。來。備。と。ぞ。爲。け。此。歲。蒙。古。の。國。跡。を
元と更む。趙良弼。忽必烈。の。御。答。な。き。と。益。憤。激。軍。を。發。ん。と。を
憂。對。馬。の。氏。彌。四。郎。と。の。者。を。勸。解。そ。の。他。二。十。六。人。を。利。を。以。て。哄。騙
。太。宰。府。守。護。所。の。使。人。な。り。と。稱。せ。己。が。船。乘。還。元。主。見。
ゆんとせ。が。忽必烈も。道。ふ。と。を。狐。疑。姚。樞。許。衡。な。ど。の。謀。臣
不。問。一。が。く。使。人。を。遣。せ。我。兵。を。加。ん。と。を。怖。その。強。弱。を。現。規

いめんが爲。寄來。その。なる。べ。け。見。た。る。を。寛。仁。を。示。て。慰。撫。
還。た。ま。へ。と。答。け。忽必烈。其。議。を。可。く。逢。と。と。聽。高。麗。の。り
これを送還けり。同十年。趙良弼復太宰府。御答書。と。を。な。れ。と。
能。を。空。く。國。を。還。け。忽必烈。我。邦。の。執。強。て。屈。せ。と。を。瞋。怒。ふ
堪。を。速。ふ。軍。兵。を。遣。と。を。攻。ん。と。激。厲。と。を。趙。良。弼。頗。か。と。を。諫。と
と。も。聽。と。同。十。二。年。冬。十。月。胡。元。の。軍。兵。一。萬。五。千。人。高。麗。の。軍。兵。八。千。人。戰。
艦。三。百。艘。を。來。來。と。其。軍。利。あり。と。遁。歸。と。の。纒。一。萬。
三。千。五。百。餘。人。を。り。と。の。命。を。殞。と。の。半。近。り。なり。此。歲。の
春。龜。山。天。皇。御。位。を。皇。太。子。を。傳。た。ま。ふ。と。後。守。多。天。皇。と。を。せ。
奉。翼。年。建。治。と。改。元。あり。忽必烈。我。邦。の。驍。武。と。邊。の。制。難。と。を
と。察。し。元。の。至。元。十。三。年。春。二。月。復。禮。部。侍。郎。杜。世。忠。兵。部。郎。中。何

文著計議官撤都魯丁高麗の舌人徐贊及薰畏國の人にて名を
果とひし者と書状官として俱に五人の書牘を齎し遣はるを鎌倉よ
護送龍口より其首を斬梟首とせしり翼年此方より軍を遣はり胡元
を征伐あるべきよしと觸れ日本史時宗列傳に高麗を攻めし令を出し
たるよし記さるるよしとある一時の權籌かうとて本文既論に如し
そとより五年を歴く弘安二年の復たる元の將夏忠范文虎等が商
議あり我邦より宋に渡住する本院房靈果との僧周福樂忠との人
者と通事陳光等を副書翰を持せり來りぬなり此僧靈果は我邦の人
なりとたふも殺まるといひたるをこれとせし博多に於て盡く殺せたり
今此等の事を按ふ世の人先は杜世忠が殺せられたることを忽必烈の初め
知るよりよりの一應然りとせし元史の至元十七年宋の天下を一統せり

年日本殺杜世忠等と記す此年開始殺せられたることを聞たる如くはもと
杜世忠を斬らるといふ西國の人の道達するもあり高麗のこれと告げられ
使者の還りて徒に六年を経る間忽必烈が聞きて空しく過さんこと決り
めらるる然らば元史へ全く後記たるもの誤り十七年開始殺せられたる高
麗のものをたふす然る元主が我邦を覬覦し之を奪んとせしり至元五年ふ
牒狀の御答るるに杜世忠等を殺せしを決ししを至り七年ふいなる軍須の
志備を待て大舉入寇したるものゆかりとすかく忽必烈が性倣急なるも
志を起さず十四年の久きを歴ぬるといふも至る我邦の人の國を覬覦し侵
掠んとせしり倉卒に能為得べきことありあらざるに時宗が元の使を斬
たる全く彼が怒を起させし其軍を促しあれは由り天下士人の心を激厲し之
を殊死し一めて必克の利をいせし録を文にのり前決ゆる勇猛果斷の遠慮

より出づるものなり。故に水戸の義公の大日本史より、元は強大
之勢、以臨我、我屈伏、以事之。彼將責、以稱藩朝貢、而陵辱、誅
求之、無厭也。夫赫赫、天孫之曹、隨、與、瑞、穗、國、代、天、子、民
之道、無假於彼、而張、夸、辭、以脅制我、是欲蠻夷我也。時宗執
其使、兩戮之、宣揚威武、震懾外國、其舉甚善矣。彼欲洩怒於
我、則我固有備、選將、蒐卒、屯成沿海軍國之要、一無所闕。故
元主大興舟師、來寇、而卒不能得志、雖由神明之祐、颶風大
發、亦時宗堅忍不拔之志、與防禦得宜之所致也。元主創艾
不能再舉、時宗之功、不亦偉乎。との如く、ひびく如く、此の如く、颶風乃
神助ありと、今、時宗が國家の爲に深く慮り、死を顧ぎ、我日本の國體を
損じ、威武を異域に炫耀し、と欲、真勇大智の忠誠より出たるものとされた。

上下ともに爲し勵むこと。龜山上皇の天下億兆の人の爲し、至尊乃
御生命を擲き、御身を以て代たまはんと、御祈願あらせらば、至誠乃、感
應を致させ奉るものなり。義公の贊、至當とのべきなり。第十一回、
それらのあとの、演説ぬもと、蒙古の書を此、鈔出し、其顛末を世人に
知、あめんと欲し、鄭重煩冗を厭、再、贅言を、そのなり。
舟覆を、佐む、の風、雲、誘ふ、龍乃、口より吹、初、けり

指漏漁者記

右全部七卷附記一卷

江戸市井隠士一夢道人指漏漁者編述

全編三十六圖

伊草孫三郎國芳畫



首卷讚詞第一第二卷

宮城玄魚書

凡例及第三卷及附記

一木二夕書

第四第五第六卷

山口樂園書

彫工

朝倉伊八刀

安政三丙辰歲秋七月稟準彫刻

萬延元庚申歲秋九月刷印發行

大日本國開闢由來記跋

夫瓦礫雖大珠玉雖小其尊卑之相千萬

固不待言矣至國土亦然我日域為州

六十六環以大海萬物蕃殖無所不有焉

且多暗礁淺渚不便寄海船真巖然一大

城郭也是以太古有細戈千足之國

久亦久已之者精也兵蓋精鍊且具足也

磯輪上秀真國

古知多苗

乃久浦安國字良也頃久尔浦信千五百秋端

穗國知以保安哉美大日本豐秋津州世保

紀有漢等稱以其地勢之險膏腴之富傑

出於四海萬國故也又况太初建基於高

天垂統於日神皇位一系連縣不絕實

祚之永延瞭於國史日繼之隆盛徵於事

實是以君乃日神之後裔臣乃高天

之倍侍從太古以來大道早既行於不言

之時乃至今日君臣之禮一定不紊焉是

豈非威德傑出於四海八百萬神衛護

之力乎我虜則不然其為城偏僻其為地

硤鹵其為人偏智其於天理人道毫不

知解心怯兵鈍不得止乃造大艦巨砲及

凡百火器以資其劫奪以通商於四方補

其缺乏如齒或北虜及墨夷等是也然則以彼較我猶瓦礫之於珠玉乎是則邦之忠魂義膽受之天稟之自然雖鄙夫野人目不識丁者皆有勇敢不顧死之資且六十六州無不產穀之地且數美劍利亦全寰宇中無出其右者是非天地秀靈之氣所鍾而邦之天稟有異於他

則奈何能至此乎而昇平年久民之視干戈二百餘年貴賤事遊墮風俗流浮華是以士失廉恥之志民逐輕薄之行天稟之美日以剝蝕是迺今日之憂也雖然有一感激之則必將復神州固有之性有奮然不顧死者焉然則我之一可以當腥羶異類之百千假令有彼等合從連衡來

欲^{スルモ} 侵^レ 掠^レ 我^ヲ 何^ゾ 足^ル 憚^ル 哉^ニ 予^ハ 每^ニ 燈^ノ 火^ヲ 可^シ 親^ム 之^ヲ
 候^ニ 則^チ 好^ク 繕^テ 讀^ム 國^ノ 史^ヲ 舊^ノ 記^ヲ 遂^ニ 分^テ 疏^シ 以^テ 成^ス 此^ノ 篇^ヲ
 盖^シ 歎^ス 使^シ 在^リ 人^ノ 奮^テ 起^ル 神^ノ 州^ヲ 固^ク 有^ル 之^ノ 性^ヲ 我^ハ 一^ニ
 以^テ 當^ル 腥^ニ 羶^ニ 異^ニ 類^ノ 之^ノ 百^ニ 千^ニ 已^ニ 是^レ 予^ハ 草^ノ 野^ノ 之^ノ
 微^ニ 忠^ヲ 云^フ 爾^ヲ 刻^シ 成^ス 爰^ニ 贅^シ 數^ノ 言^ヲ 以^テ 為^ス 之^ノ 跋^ヲ 告^ス
 安^政 戊^午 四^月 指^漏 漁^者 再^識



發行

江戸日本橋通一丁目 須原屋茂兵衛
 同 日本橋通二丁目 須原屋新兵衛
 同 淺草茅町二丁目 須原屋伊八
 同 日本橋通二丁目 山城屋佐兵衛
 同 芝神明前 岡田屋嘉七
 同 兩國横山町三丁目 和泉屋金石衛門
 同 芝神明前 和泉屋吉兵衛
 大坂心齋橋通北久太郎町 河内屋喜兵衛
 同 心齋橋通安土町 河内屋和助
 同 心齋橋通博勞町 河内屋茂兵衛
 同 心齋橋通安堂寺町 秋田屋太右衛門
 京都鞆屋町通姉小路上 俵屋清兵衛
 尾州名占屋木町通七丁目 永樂屋東四郎

書肆

